



島根県報

平成30年3月2日（金）

第2,984号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 (産 業 振 興 課) 2

【告 示】

生活保護法の規定による施術機関の指定 (地 域 福 祉 課) 3

介護保険法の規定による介護老人保健施設の開設の許可 (高 齢 者 福 祉 課) 3

介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (") 3

保安林の指定 (森 林 整 備 課) 4

西郷港港湾計画の変更の概要 (港 湾 空 港 課) 4

【公 告】

開発行為に関する工事の完了（3件） (都 市 計 画 課) 5

【特定調達公告】

平成30年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の実施 (道 路 維 持 課) 6

公布された条例等のあらまし

◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第6号）

1 規則の概要

(1) 設備機器の使用料の新設（別表第1関係）

島根県産業技術センター

設備機器の種類	使用料の額
CNC画像3次元測定システム	1時間につき 1,120円

(2) 島根県産業技術センターの設備機器からCNC画像測定システム及び高速度カメラを削除することとした。（別表第1関係）

(3) 分析等の手数料の改正（別表第2関係）

機械器具等試験

分析等の種類	改正前	改正後
画像システムによる形状計測	1件1時間までごとに 4,080円	1件1時間までごとに 4,730円

(4) その他規定の整備

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月2日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤原孝行

島根県規則第6号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

TIG溶接機	1時間につき	310円
CNC画像測定システム	1時間につき	510円

を

「

TIG溶接機	1時間につき	310円
--------	--------	------

に、

」

「

流量計	1時間につき	60円
高速度カメラ	1時間につき	120円

を

」

「

流量計	1時間につき	60円
-----	--------	-----

に、

」

リバーモデリングシステム	1時間につき	110円	を
--------------	--------	------	---

リバーモデリングシステム	1時間につき	110円	に改める。
CNC画像3次元測定システム	1時間につき	1,120円	

別表第2の2の項第4号中「アルカリ、アルカリ土類金属」を「ミネラル類」に改める。

別表第2の8の項第1号中「4,080円」を「4,730円」に改める。

別表第2の10の項第3号中「^{かわら}瓦耐風耐震試験」を「^{かわら}瓦耐風耐震試験」に、「^{かわら}平瓦150サイクル繰り返し試験」を「^{かわら}瓦の引上げ加力試験」に、「^{かわら}棟瓦鉛直回転試験」を「^{かわら}棟瓦鉛直回転試験」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第108号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成30年3月2日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤原孝行

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
寺澤 伸泰	ひかり鍼灸整骨院	柔道整復	出雲市今市町1647-1	平成30年1月19日
山本 哲也	ほねつぎ雑賀はりきゅう 接骨院	柔道整復	松江市雑賀町735-2	平成30年1月25日
寺澤 伸泰	ひかり鍼灸整骨院	はり・きゅう	出雲市今市町1647-1	平成30年1月19日

島根県告示第109号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設の許可をしたので、同法第104条の2第1号の規定により告示する。

平成30年3月2日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤原孝行

開設者の名称又は氏名	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	許可年月日
一般社団法人安来市医師会	介護老人保健施設	介護療養型老人保健施設 みずかぜ	安来市伯太町安田1700番地	平成30年3月1日

島根県告示第110号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条第2号の規定により告示する。

平成30年3月2日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤原孝行

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日
一般社団法人安来市 医師会	介護療養型医療施設 安来市医師会病院	安来市伯太町安田1700番地	平成30年3月1日

島根県告示第111号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年3月2日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤原孝行

1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町上西佐折1、2-1、3から6まで、8から10まで、23から29まで、31から37まで、40、41

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第112号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、西郷港港湾計画の変更（軽易な変更）の概要を次のとおり告示する。

平成30年3月2日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤原孝行

1 港湾計画の概要

平成10年島根県告示第367号によりその概要を告示し、平成16年島根県告示第272号により計画の変更（軽易な変更）を告示した西郷港港湾計画について、賑わい空間創出を図るとともに、交通の円滑化を図るため変更した事項は、次のとおりである。

(1) フェリー埠頭計画

地 区 名	名 称	規 模
本港地区	岸壁	水深 7.5メートル 1 バース 延長 200メートル
	埠頭用地	面積 1 ヘクタール

(2) 臨港交通施設計画

道路

名 称	起 点	終 点	車 線 数
臨港道路本港線	臨港道路本港小田線	臨港道路本港小田線	2

その他の施設

地 区 名	名 称	面積 (ヘクタール)
本港地区	駐車場	1

(3) 土地造成及び土地利用計画

地 区 名	面積 (ヘクタール)	用 途
本港地区	2	埠頭用地
	1	交流厚生用地
	2	交通機能用地

2 港湾計画の縦覧の場所

松江市殿町8番地 島根県土木部港湾空港課

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年 3 月 2 日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤原孝行

1 開発区域

安来市飯島町字川尻1240番2の一部、1240番4の一部、1240番5の一部、1240番57の一部、1240番61の一部、1240番68の一部、1240番69の一部、1587番1の一部

面積 2,619.31平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町2107番地2

日立金属株式会社 安来工場

工場長 平野 健治

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年 3 月 2 日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤 原 孝 行

1 開発区域

安来市西赤江町字神塚576番7

面積 273.92平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市飯島町1765番地 シャルムメゾン102号

松浦 駿斗

松浦 麻衣子

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月2日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤 原 孝 行

1 開発区域

安来市安来町394番1、394番2、395番1、397番1、398番、407番、408番1、408番4、409番1、409番2、410番1、410番3、419番1、419番2、419番5、419番6、420番1、420番4

面積 8,113.48平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

益田市下本郷町206番地5

株式会社ジュンテンドー

代表取締役社長 飯塚 正

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成30年3月2日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤 原 孝 行

1 入札に付する事項

(1) 件名、数量及び配車先

ア ロータリー除雪車（2.2m級）、1台、雲南県土整備事務所

イ 凍結防止剤散布装置（1.5㎡）、1台、出雲県土整備事務所

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年10月31日（水）

(4) 納入場所

それぞれの配車先の県土整備事務所長が指定する場所

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定に基づき、営業種目が大分類「4 機械器具類」中分類「(4)産業機器」又は大分類「5 車両船舶類」中分類「(1)車両類」の入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。
なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、入札する金額には、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル料金を含めないこと。

4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、平成30年3月16日（金）午後4時までに、島根県土木部道路維持課道路管理グループ（島根県松江市殿町8番地）宛てに入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札期間、開札の日時等

- (1) 電子調達システムによる入札の期間
平成30年3月22日（木）午前9時から同月23日（金）午後4時まで
- (2) 書面による入札の日時及び場所等
 - ア 日時
平成30年3月23日（金）午後4時
 - イ 場所
島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ
- (3) 開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成30年3月26日（月）午前10時
 - イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成30年3月16日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は、次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から平成30年3月16日（金）までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

ア 島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

イ 島根県ホームページ上

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 郵便入札

平成30年3月23日（金）正午までに島根県土木部道路維持課道路管理グループ（島根県松江市殿町8番地）に必着とする。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（土木部道路維持課道路管理グループ）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

- a Rotary snowplow in the 2.2m class : 1

b Antifreeze spraying apparatus 1.5m³ class : 1

(2) Bid tendering date and time : 9 : 00a.m., March22, 2018 ~ 4 : 00p.m., March23, 2018

(3) Contact point for the notice : Road Maintenance Division, 8 Tono-machi, Matsue-shi, SHIMANE, JAPAN
690-8501 (Phone : 0852-22-6046)